

平成 18 年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

平成 18 年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的として実施するものです。

2 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更しました。

調査は、昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査を、また、その中間年には民営事業所を対象とした簡易な内容の調査を実施しています。

今回実施する平成 18 年調査は、平成 16 年の簡易調査に続く大規模な調査に当たります。

3 調査期日

平成 18 年 10 月 1 日現在

4 調査の対象

調査日現在で国内に所在するすべての事業所が調査対象となります。ただし、次の事業所は調査対象から除かれます。

- (1) 日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）の「大分類 A－農業」、「大分類 B－林業」及び「大分類 C－漁業」に属する個人経営の事業所（いわゆる農・林・漁家）
- (2) 日本標準産業分類の「中分類 83－その他の生活関連サービス業（小分類 832 家事サービス業に限る）」（いわゆる住み込みのお手伝いさん）及び「中分類 94－外国公務」に属する事業所（大使館、領事館など）

5 調査の種類

平成 18 年事業所・企業統計調査は、「甲調査」及び「乙調査」の 2 種類からなっています。甲調査は民営の事業所を、乙調査は国、地方公共団体の事業所を調査します。